



島根県産木材を使う

“支援”が新しくなります。

令和7年度 県産木材建築利用促進事業

新 施主も補助金を申請できるようになります。

しまねの木を使おう！

住宅、非住宅建築物に島根県産木材を活用することが“島根の森を元氣”にしてくれます。

森林資源の有効活用

新しい雇用の創出

地場産業の活性

「伐って・使って・植えて・育てる」

循環型林業は、多様な機能を持つ森林の維持保全をはじめ、持続可能な環境保護につながります。



住宅建築は



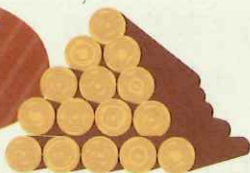
新築に MAX 37.5万円
増改築に MAX 20万円

非住宅建築は



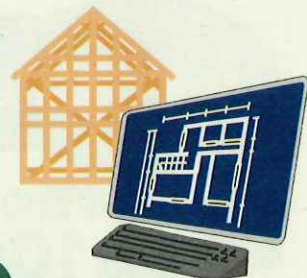
新築に MAX 100万円

さらに JAS材・内装材等の使用で



上記補助金にプラス
住宅に MAX 12.5万円
非住宅に MAX 30万円

非住宅建築物は



設計・監理に MAX 100万円

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ
お申し込みは

(一社)島根県木材協会 TEL.0852-21-3852

島根県松江市母衣町55[林業会館3F] FAX.0852-26-7087 <https://shimane-mokuzai.jp/>

島根県農林水産部林業課木材振興室 松江市殿町1番地 TEL0852-22-6749 <https://www.pref.shimane.lg.jp/ringyo/>



「しまねの木」を使った住宅・非住宅建築物づくりに興味のある方は、お近くの認定建築士・工務店にご相談ください!



新 施主も補助金を申請できるようになります。 **助成対象** 工務店または施主
※助成対象となる建物は「しまねの木」活用工務店が建築し、県産木材を60%以上使用したものとります。

住宅建築は



新築に MAX 37.5万円

一戸あたり

増改築に MAX 20万円

県産木材の使用量に応じて支援を「増額」

新築

25m ³ 以上	37.5万円
11m ³ 以上～25m ³ 未満	11.1～34.5万円
10m ³ 以上～11m ³ 未満	10万円

増改築

18m ³ 以上	20万円
11m ³ 以上～18m ³ 未満	11.1～19.8万円
5m ³ 以上～11m ³ 未満	5～10万円

非住宅建築は



新築に MAX 100万円

一棟あたり

県産木材の使用量に応じて支援を「増額」

新築

70m ³ 以上	100万円
25m ³ 以上～70m ³ 未満	37.5～96.3万円

※25m³までは住宅(新築)と同額



JAS材・内装材等の使用で

さらに

上記補助金にプラス
住宅に MAX 12.5万円

一戸あたり

非住宅に MAX 30万円

一棟あたり



JAS材・内装材等を使用した場合は、
1m³あたり1万円を加算します。



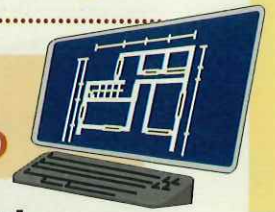
非住宅建築物は



木工事費の8.75%以内
上限 100万円

一棟あたり

● 県産木材利用の
モデル的事例として認めるもの



助成対象 「しまねの木」活用建築士

県産木材を60%以上使用する
非住宅建築物の設計・監理を支援します。

島根県は「しまねの木」の活用を応援します!!

「しまねの木」活用工務店

島根県は、島根県産木材を積極的に利用する工務店を「しまねの木」活用工務店、建築士を「しまねの木」活用建築士に認定しています。

「しまねの木」活用建築士



お住まいの地域の活用建築士・工務店はこちら ▶

